

山口県報

平成22年
3月16日
(火曜日)

目次

規則	一
知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)	一
告示	一
県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(情報企画課)	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(五件)(厚政課)	二
道路の区域の変更(道路整備課)	三
道路の供用の開始(道路整備課)	四
建築主事の所管区域等に関する告示の一部改正(建築指導課)	四
公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課)	四
県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課)	四
公告	四
一般競争入札の実施(情報企画課)	五
土地立入りの許可(監理課)	六
選管告示	七
政治団体の名称等	七
政治団体の異動事項	七
解散等に係る政治団体の名称等	八
資金管理団体の名称等	八
雑報	八
争議行為の通知	八

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十六日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第八号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十四年山口県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立衛生看護学院の入学試験の成績の項を削る。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。



山口県告示第五号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十二年山口県告示第五十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十六日

山口県知事 二井 関成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「ネットワークパソコン」を「ネットワークパソコン 財務会計システム用機器」に改める。

山口県告示第六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年三月十六日

山口県知事 二井 関成

名 医	療 称	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
医療法人仁保病院		山口市仁保上郷四二七	平成二二、一一、三〇	
国重産婦人科医院		防府市栄町一丁目八番七号	二二、三二	
石川歯科医院		宇部市昭和町四丁目一番一七号	〃	
天野歯科医院		〃 西宇部南四丁目九番二二号	〃	
うえまち薬局		〃 上町一丁目五番二五号	〃 一〇、〃	
わかば薬局		山口市大内長野一五六九の一五	〃 二二、〃	

山口県告示第百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年三月十六日

山口県知事 二井 関成

名 医	療 称	所 機	在 地	指 定 年 月 日
医療法人仁保病院		山口市仁保下郷一九一五の一	平成二二、一一、一	
いちようの木クリニク		〃 小郡船倉町一番一三三	平成二二、二、〃	
石川歯科医院		宇部市昭和町四丁目一番一七号	〃 〃、〃	
うえまち薬局		〃 上町一丁目六番一八号	平成二二、一一、〃	
仁成堂薬局		山口市小郡船倉町一番八号	平成二二、二、〃	
わかば薬局		〃 大内長野一五六九の一五	〃 〃、〃	
並木薬局		岩国市錦見六丁目一番一〇号	〃 〃、二、〃	
フタミ薬局		周南市五月町九番一八号	平成二二、一一、〃	

山口県告示第百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年三月十六日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は 住所又は 業務所 たる事務 所の所在地	居宅介護事業所 名 称	所 在 地	事業の 種類	指 定 年 月 日
福祉生活協同 組合さんコー の八	さんコープ・ 宇部訪問介護 事業所	宇部市大字上 宇部七五	訪問介 護	平成二二、 二、一
合同会社くす のき	訪問介護サル ビア	周南市新町一 丁目九	〃	〃
アースサポー ト株式会社	アースサポー ト株式会社山 口在宅サポー トセンター	山口市駅通り 一丁目三番一 六号	訪問入 浴介護	〃
医療法人栄信 会	医療法人栄信 会戸田歯科医 院	柳井市大畠九 五三	居宅療 養管理 指導	〃
株式会社きわ なみ	ケアビレッジ さわなみデイ サービスセン ター	宇部市大字際 波七二五の六	通所介 護	平成二二、 二、〃
株式会社きら す	デイサービス きらら	岩国市岩国二 丁目七番四号	〃	〃
合同会社はな まる	はなまるデイ サービス	大島郡周防大 島町大字西方 八三五の三一	〃	平成二二、 二、〃
株式会社ぐ りーん	株式会社ぐ りーん	山口市赤妻町 三番一〇号	福祉用 具貸与	〃
有限会社周南 介護サポート センター	周南介護サ ポートセン ター	周南市大字長 総一七二九の 四	〃	平成二二、 二、〃

山口県告示第百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年三月十六日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は 住所又は 業務所 たる事務 所の所在地	居宅介護事業所 名 称	所 在 地	事業の 種類	指 定 年 月 日
株式会社きら す	デイサービス きらら	岩国市岩国二 丁目七番四号	〃	〃
合同会社はな まる	はなまるデイ サービス	大島郡周防大 島町大字西方 八三五の三一	〃	平成二二、 二、〃
株式会社ぐ りーん	株式会社ぐ りーん	山口市赤妻町 三番一〇号	福祉用 具貸与	〃
有限会社周南 介護サポート センター	周南介護サ ポートセン ター	周南市大字長 総一七二九の 四	〃	平成二二、 二、〃

路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十二年三月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 柳井周東線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
岩国市周東町中山字池の原一四の 一地从先から 同市周東町中山字古屋八五〇の一 地先まで	最狭 九二・七	最狭 五四・〇〇	七九四・八	七八〇・五	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
柳井周東線	岩国市周東町中山字池の原一四の一地从先から 同市周東町中山字古屋八五〇の一 地先まで	平成二十二年三月 十七日

山口県告示第百十五号

建築主事の所管区域等に関する告示（平成二十二年山口県告示第百三十五号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月十六日

山口県知事 二井 関成

表中「山陽小野田市」を「美祢市 山陽小野田市」に改め、

美祢土木事務所
 務する建築主事

美祢市

を削る。

山口県告示第百十六号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示（平成九年山口県告示第百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十六日

山口県知事 二井 関成

表彦島県営住宅の項中「〇・七六」を「〇・八一」に改め、同表久保県営住宅の項中「一号棟、」及び「及び五号棟から八号棟まで」を削り、「三号棟」を「一号棟、三号棟及び五号棟から八号棟まで」に改め、同表新庄北県営住宅の項中「及びE棟」を「E棟及びF棟」に改め、同表旭ヶ丘県営住宅の項中「三号棟及び四号棟」を「一号棟から四号棟まで」に改め、同表周南県営住宅の項中「C棟」を「D棟」に、「D棟」を「E棟」に改める。

山口県告示第百十七号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示（平成十年山口県告示第百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十六日

山口県知事 二井 関成

表新庄北県営住宅の項中「五一」を「七二」に改め、同表旭ヶ丘県営住宅の項中「二四」を「五六」に改め、同表周南県営住宅の項中「四四〇」を「四三〇」に改める。



(六五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十二年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項
次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量
財務会計システム用機器 一式

(二) 物品の特質等

(三) 入札説明書及び仕様書による。

(四) 使用期間

平成二十二年七月一日から平成二十七年六月三十日までの間

(五) 使用場所

山口県地域振興部情報企画課ほか百五十箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十二年山口県告示第五十六号)に基づき資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並び

に物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十二年三月十六日から同年四月二十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成十九年四月一日から平成二十二年三月十六日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)に二に掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県地域振興部情報企画課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県地域振興部情報企画課

(三) 受領期限

平成二十二年四月二十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十二年四月二十七日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課研修室

(二) 日時

平成二十二年四月二十七日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十二年四月五日午後五時十五分までに山口県地域振興部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十二年四月十二日までに発送する。
 - 1 入札参加資格確認申請書
 - 2 納税証明書(外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)
 - 3 一に掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績について記載した書面
契約保証金
免除する。
 - (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
 - (七) 詳細については、山口県地域振興部情報企画課(電話〇八三一九三三二一六七八)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of equipment for financial accounting system
- (3) Use term: From July 1, 2010 to June 30, 2015

(4) Use place: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government and 150 other places

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2678)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., April 26, 2010 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M., April 27, 2010)

(六六) 土地立入りの許可

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定により、土地立入りを次のとおり許可しました。

平成二十二年三月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 起業者の名称
中国電力株式会社
- 二 事業の種類
特別高圧送電線山口連絡線及び山口宇部線経年鉄塔建替工事
- 三 立ち入るうとする土地の区域
宇部市大字車地字天附、字大手原、字西ケ迫及び字上西ケ迫、大字善和字行導寺、字北長尾、字長尾、字西長尾、字立山ケ浴、字鳥越及び字滑、大字吉見字山田ケ浴、字水木ケ浴及び字六郎ケ浴、大字川上字鳥帽子岩、字西中石仏、字男山、字大固屋、字狭石、字大木屋、字大小屋及び字上吉原、大字上宇部字柳平山、字馬ノ脊、字阿まどい及び字上芋、大字中山字代ノ田、字三念寺、字小山、字井手本、字辻、字河内神、字南ケ迫、字門前、字東周庵、字樫平及び字久保路、大字中宇部字西焼米、字北真菰、字真菰及び字菰並びに大字小串字北上人塚地内
- 四 立ち入るうとする期間
平成二十二年四月一日から平成二十三年九月三十日まで



山口県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称並びに次のとおりである。

平成二十二年三月十六日

山口県選挙管理委員会 選挙課

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
新しい岩国を創る会	近藤勇次郎	中田 晃壽	岩国市周東町西長野309の6		平成22、2、25
いとなが誠後援会	糸永 誠	糸永由希子	〃 〃 周東町上久原666の19		〃 〃 10
近江郁宣後援会	都志見邦彦	湯浅 義治	萩市大字椿東2537の2		〃 〃 〃
ささき武夫後援会	佐々木武夫	佐々木正子	〃 〃 大井1985の7		〃 〃 8
12万人の笑顔を創る会	福森 健二	上田 章雄	防府市八王子1丁目7番28号		〃 〃 23
俊光会	高杉 敬也	末広 綾子	山口市木町3番2号		〃 〃 1
せき伸久後援会	関 伸久	関 幸弘	萩市大字椿東2399の1		〃 〃 15
長俊明後援会	山崎 和文	工藤 将雄	岩国市昭和町3丁目9番60号		〃 〃 23
中村みのる後援会	中村 文武	中村満寿美	山口市阿東徳佐上3548の1		〃 〃 19
ほうふ刷新会議	玉田 浩之	林 勲	防府市清水町18番23号		〃 〃 22
本永勝昭後援会	常盤 定磨	山路 恒壽	山口市阿知須2433の12		〃 〃 1
吉田真次後援会	藤尾 憲美	升田 博文	下関市豊北町大字北宇賀3460		〃 〃 9

山口県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十二年三月十六日

山口県選挙管理委員会 選挙課

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出年月日)
		新	旧	
自由民主党理容支部	会計責任者	松原 未行	若野 忠	平成22、2、10
日本共産党山口県委員会	代表者	佐藤 文明	山本 丈夫	〃 〃 12
	会計責任者	藤本 博一	佐藤 文明	
日本共産党山口県西部地区委員会	代表者	池之上 博	木佐木大助	〃 〃 24
	会計責任者	〃	〃	
浅本正孝後援会	代表者	浅本 寛	川本 盛市	〃 〃 16
安藤たくみ後援会	事務所	宇部市西宇部南2丁目4番32-31号	宇部市大字際波820の16	〃 〃 8
江原ますお後援会	代表者	池之上 博	木佐木大助	〃 〃 24
大田ゆきお後援会	〃	〃	〃	〃 〃 〃
小川裕巳後援会	事務所	宇部市西宇部南4丁目5番6号	宇部市大字際波1267の31	〃 〃 3
小田貞利後援会	〃	大島郡周防大島町大字油宇47	大島郡周防大島町大字森989の1	〃 〃 23
梶山きみのり後援会	代表者	住澤 孝彦	斎木 秀彦	〃 〃 22
片山げんじ後援会	名称	片山げんじ後援会	片山原司後援会	〃 〃 23
木村一彦後援会	代表者	杉田 尚子	吉村尚治郎	〃 〃 24

近藤栄次郎後援会	"	池之上 博	木佐木大助	"	"
事務所	下関市田中町6番23号	下関市彦島向井町2丁目4番5号	"	"	"
清水栄太郎後援会	代表者	伊勢屋 宏	中山 修	"	19
代表者	赤木 元秀	伊勢屋 宏	"	"	"
会計責任者	赤木 元秀	伊勢屋 宏	"	"	"
哲友会	"	工藤 将雄	吉岡 和明	"	12
西村芳和後援会	事務所	山口市阿東徳大字3691の1	阿武郡阿東町大字徳在中3691の1	"	22
野村こうじ後援会	会計責任者	吉田 武司	三好 督	"	2
野村興兒後援会	"	"	"	"	"
ひがき徳雄後援会	代表者	池之上 博	木佐木大助	"	24
兵頭のみまさ後援会	会計責任者	本池 妙子	淀川 寿夫	"	19
藤井哲史後援会	"	工藤 将雄	吉岡 和明	"	12
水野純次後援会	代表者	池之上 博	木佐木大助	"	24
山口県理容政治連盟	会計責任者	松原 未行	若野 忠	"	10

山口県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年三月十六日

山口県選挙管理委員会 収容 丑 選挙 課

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県港運支部	神田 俊彦	渋谷 正博	防府市大字新田20333の1	平成22、2、22

荒川貴志後援会（貴政会）	林山 耀男	荒川 明子	柳井市新庄299の4	平成21、12、31
おおばけんじ後援会	長安 正己	大庭 慶子	阿武郡阿東町大字地福上1831の1	平成22、1、15
鴻峯会	重富 副克	樋岡 榮一	山口市中央4丁目2番5号	" 2、3
二歩材臣後援会	仁多 富男	菊川 道利	山陽小野田市大字都5833の2	" " 24
山口21世紀の会	中崎 光浩	池田 龍次	山口市大内御廻38の2	" 1、28
吉田貞好後援会	福江 俊喜	藤本 博一	" 小郡下郷373の5	平成21、12、31

山口県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第一項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年三月十六日

山口県選挙管理委員会 収容 丑 選挙 課

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金		管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備定届出年月日
		名	称				
近藤勇次郎	岩国市議会議員	新しい岩国を創る会	岩国市周東町西長野309の6	近藤勇次郎	平成22、2、25		
佐々木武夫	萩市議会議員	ささき武夫後援会	萩市大井1985の7	佐々木武夫	" " 8		



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十二年三月十六日

山口県民権 二一 課 成

一 事件

- (一) 諸手当の改善の要求に関する件
- (二) 労働条件の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十二年三月十九日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成二十二年三月十六日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁